

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月13日に、資格喪失日に係る記録を46年3月28日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額については4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月29日から同年3月まで
② 昭和43年11月から44年3月まで
③ 昭和44年11月から45年3月まで
④ 昭和45年11月13日から46年3月28日まで

申立期間①から③については、B社で仲間4名と期間労務者として勤務し、申立期間④については、A社で妻と一緒に勤務しており、妻の厚生年金保険加入記録がある。保険料控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうちA社に係る申立期間④については、申立人の妻及び複数の元同僚が「申立人は昭和45年11月から46年3月までA社に勤務していた。」と供述しているとともに、当時の申立人の業務内容等についても具体的に供述していることから判断すると、申立人は、申立期間④において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人と一緒に出稼ぎに行ったとする申立人の妻及び申立人と同じ班で申立人とほぼ同時期に同様の業務を行っていたとする元同僚には、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立事業所では、申立人の厚生年金保険の適用について、申立期間④当時の資料を保存していないが、季節従業員も当時の法律の加入条件にのっとり加入させており、申立人が申立人の妻と同期間、同労働時間で勤務し

ていたのであれば加入手続を行っていると思われると供述している。

加えて、申立人の妻及び前述の元同僚と同年同月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の加入期間はほぼ全員が6か月以下の短期間である上、複数の元同僚が、「短期間の出稼ぎ労働者であっても、入社時に会社から加入の意思を聞かれることも無く厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

申立期間④の標準報酬月額については、申立期間④にA社において申立人と同種の業務に就いていた元同僚の標準報酬月額から判断すると、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間④の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月から46年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうちB社に係る申立期間①から③までの期間については、元同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①から③までの期間について、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べても申立人の加入記録は無く、申立人から供述のあった当時の元同僚4人の厚生年金保険の加入記録も見当たらない。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について申立事業所に照会したが、当該事業所は「正社員については名簿が残っているが、申立人の名前は掲載されていなかった。」と回答しており、このほかに当時の関係書類は保管されておらず、申立内容を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日は昭和19年4月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年4月1日から同年6月1日まで

年金手帳の資格取得日の記録は、昭和19年4月1日であるのに、同年10月1日資格取得日記載の「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所に確認したところ、訂正されて同年6月1日になったが、年金手帳に記載されている資格取得日の同年4月1日に訂正されなかったことについて知りたい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録の記載及び申立人と同時に入社した複数の同僚の供述から、申立人が、昭和19年4月1日にA社に入社し、申立期間について勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社D支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和19年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した記録がある。

さらに、申立人は、昭和19年4月1日にA社のE養成所に入所し、20年4月1日に同社D支店に配属されているが、申立人と同期で入社し、同養成所への入所から同社D支店への配属まで一緒に勤務していた同僚には社会保険庁のオンライン記録において19年4月1日から労働者年金保険の加入記録が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時に入社した同僚のA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 15 日から同年 7 月 7 日まで

私はA社に昭和 61 年 4 月 15 日に正社員として入社した。

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 61 年 4 月 15 日から平成元年 5 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「申立人が勤務し始めた昭和 61 年 4 月 15 日から同年 7 月 7 日の期間は正社員としての試用期間であり、この約 3 か月間は、厚生年金保険については加入させていない。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚及び申立人と一緒に勤務したとする同僚は試用期間が 3 か月あったと供述しているほか、これらの複数の同僚は入社後 3 か月後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 482

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで

私は、A社に3年以上勤務し、B協会の感謝状を受けた。しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB協会が申立人に授与した昭和 46 年 2 月 9 日付けの感謝状、同僚の供述及びA社が保管している従業員名簿により、申立人が申立期間のうち 45 年 11 月 17 日から 46 年 2 月 1 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「季節従業員の社会保険加入は資格取得が困難となり、昭和 45 年以降は厚生年金保険に未加入である。申立人は従業員名簿に記載されており、43 年 11 月から 44 年 2 月及び 44 年 11 月から 45 年 3 月までは厚生年金保険に加入しているが、45 年 11 月から 46 年 2 月は未加入と記録されている。」と回答している。

また、申立人から提出された昭和 45 年度季節従業員被表彰者名簿に記載のある複数の同僚に照会した結果、これらの同僚は申立人と同様に申立期間において当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないと供述しており、社会保険庁の記録によると、多くの同僚が 44 年度は厚生年金保険の加入記録があるが、45 年度には加入していないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月 12 日から同年 5 月 20 日まで
② 昭和 48 年 10 月 17 日から 49 年 4 月 20 日まで

給与明細は無いが私の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは覚えている。季節労働者としてA社B支店に勤務していたことは間違いないので、私が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社人事部の回答により、申立人は申立期間①及び②において、A社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社人事部は、従業員登録の記録から申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料及び雇用保険料を控除しない有期契約社員であると思われ、賃金台帳の記録において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できると回答している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が当該事業所に季節労働者として勤務していたとする同僚及び申立人は、全員申立期間①及び②において申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い上、国民年金の納付済期間であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①及び②において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月5日から10年4月15日まで
夫は平成7年から11年までA社に毎年約5か月間、出稼労働者として勤務した。

しかし、社会保険事務所に確認したところ、申立期間については、雇用条件が何も変わっていないのに厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。

申立期間当時の雇入通知書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管していた雇入通知書の写し及び雇用保険の加入記録により申立人が申立期間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、同事業所は申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び申立人の申立期間に係る賃金台帳を保管しており、申立人の資格取得についての記載が無く、給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できることから、申立人の資格取得の届出は行っていないと回答している。

また、当該事業所は申立期間について社会保険労務士に業務を委託していたことから、同社会保険労務士に確認したところ、申立期間当時の関係資料は保存されておらず不明と回答しており、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 485

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 8 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 4 月 20 日から 37 年 1 月 21 日まで

申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 7 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月 21 日の前後約 2 年以内に被保険者資格を喪失した者 35 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含め 15 人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時の同僚が、退職時に事業所から脱退手当金について、「年金は今後どのような形になるかわからないので一時金としてもらった方が良い」旨の説明を受けたと供述している。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金の決裁処理を行う際に作成される厚生年金保険脱退手当金支給報告書が管轄社会保険事務所に保管され、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されていることに加えて、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。